明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○**財務省令第三十四号**

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十八条第七項、第九項及び第十項並びに復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十条第一項及び第十三条第四項の規定に基づき、復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令

第四条に次の一項を加える。

2　所得税法施行規則第二編第三章第二節第三款の規定（同令第六十七条において準用する場合を含む。）は、法第十八条第七項から第十一項までの規定による復興特別所得税の納税の猶予について準用する。

第六条第二項中「第四十三号」の下に「第五条の二の三第一項、」を加え、「及び第二十五条の十の十三第十三項」を「、第二十五条の十の十三第十三項及び第二十五条の十三の八第十九項」に改める。

第七条中「又は租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に、「に規定する」を「又は租税特別措置法施行令第二十五条の十三の八第二十三項に規定する」に改める。

第八条第一項の表所得税法施行規則の項中「第七十七条の四第一項第五号」を「第七十七条の五第一項第五号」に改め、同表租税特別措置法施行規則の項に次のように加える。

第十八条の十五の十一第二項第九号	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

第八条第三項第四号中「第九十五条及び」を「第九十五条並びに」に、「第十四条」を「第十四条第一項及び第三項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一　第四条に一項を加える改正規定　平成二十七年七月一日

二　第八条第三項第四号の改正規定　平成二十八年四月一日

三　第八条第一項の表の改正規定（同表所得税法施行規則の項に係る部分に限る。）　平成二十八年一月一日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

○**財務省令第三十五号**

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第三十四条の三第二項、第六十三条の三第二項及び第六十三条の四第二項の規定に基づき、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の三の見出し中「特定駐留軍用地内の土地」を「特定駐留軍用地等」に改め、同条中「特定駐留軍用地内の土地」を「特定駐留軍用地等」に、「同項の土地の買取りの協議」を「同項に規定する買取協議」に、「当該土地」を「当該特定駐留軍用地等」に改める。

第十一条の三の見出し中「特定駐留軍用地内の土地」を「特定駐留軍用地等」に改め、同条中「特定駐留軍用地内の土地」を「特定駐留軍用地等」に、「同項の土地の買取りの協議」を「同項に規定する買取協議」に、「当該土地」を「当該特定駐留軍用地等」に改める。

第十一条の四の見出し中「特定駐留軍用地内の土地」を「特定駐留軍用地等」に改め、同条中「特定駐留軍用地内の土地」を「特定駐留軍用地等」に、「同項の土地の買取りの協議」を「同項に規定する買取協議」に、「当該土地」を「当該特定駐留軍用地等」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○**財務省令第三十六号**

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第三項及び第十条の規定に基づき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「明りょうな」を「明瞭な」に改め、同項第五号ロ及び同条第二項中「日付け」を「日付」に改め、同条第三項中「次に掲げる」を「棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「次項」を「次項第二号」に改め、同条第五項第一号ロ中「定めており、かつ、当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に関連する国税関係帳簿が、法第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けたものである」を「定めている」に改め、同項第二号イ(1)中「以下この項」を「第六号ニ」に、「Z六〇一六の四・一・一」を「Z六〇一六の五・一・一」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「電子署名が行われている当該国税関係書類に係る」を「一の入力単位ごとの」に、「財団法人日本データ通信協会（昭和四十八年十二月十日に財団法人日本データ通信協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本データ通信協会」に、「以下この号及び第八条」を「第八条第一項第一号」に改め、同号ハ(1)中「保存期間」の下に「（国税に関する法律の規定により国税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）」を加え、同号ハ(2)中「課税期間」の下に「（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第九号（定義）に規定する課税期間をいう。）」を加え、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「解像度、階調及び当該国税関係書類の大きさに関する」を「次に掲げる」に改め、同号ニに次のように加える。

(1)　解像度及び階調に関する情報

当該国税関係書類の大きさに関する情報

(2)　当該国税関係書類の大きさに関する情報

第三条第五項第二号ニを同号ホとし、同号ホを同号ニとし、同項第五号中「日付け」を「日付」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号ロ中「明りょうで」を「明瞭で」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　当該国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

四　当該国税関係書類の作成又は受領から当該国税関係書類に係る記録事項の入力までの各事務について、その適正な実施を確保するために必要なものとして次に掲げる事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理すること。

イ　相互に関連する当該各事務について、それぞれ別の者が行う体制

ロ　当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続

ハ　当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制

第三条第六項中「及び第二号ハ」を「、第二号ハ(2)に係る部分に限る。）及び第四号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ(2)中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同項第六号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。

第四条第一項第二号中「日付け」を「日付」に改め、同条第二項中「日付け」を「日付」に改める。

第八条第一項中「及び第五項第五号」を「並びに同条第五項第七号」に改め、同項第一号中「電子署名を行い、かつ、当該電子署名が行われている電磁的記録の記録事項に」を削り、「付す」の下に「とともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておく」を加え、同条第二項中「明りょうな」を「明瞭な」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十七年九月三十日から施行する。ただし、第八条第一項第一号の改正規定及び附則第三項の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

2　改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第三項、第五項及び第六項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）に係る国税関係書類（同法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出した申請書に係る国税関係書類については、なお従前の例による。

3　新規則第八条第一項の規定は、平成二十八年一月一日以後に行う電子取引の取引情報（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。